

愛知県医療圏保健医療計画の見直しについて

1. 経緯

本県においては、平成23年3月に平成23年度から27年度までを計画期間とした地域保健医療計画を策定したが、平成24年3月に国の「医療提供体制の確保に関する基本方針」等が見直され、医療計画に定める疾病として精神疾患を追加することや東日本大震災を踏まえた災害医療体制を明らかにすることなどの改正が行われた。

本県の医療計画は、全県を対象とした「地域保健医療計画」(以下「県計画」という)及び二次医療圏を対象とした「医療圏保健医療計画」(以下「医療圏計画」という)で構成されており、平成23年3月の計画策定までは、両計画を同時に見直してきたが、平成24年3月の国の基本指針改正に早急に対応するため、平成25年3月に県計画の見直し(計画期間:平成25年度から29年度まで)を先行して行い、医療圏計画については、今年度、見直しを行うこととした。

2. 見直しの考え方

県計画で見直しを行った点を踏まえ、4疾病5事業に新たな疾病として加えられた精神保健医療対策、地域の災害医療コーディネート体制構築等が喫緊の課題とされている災害医療対策及び、平成25年3月に見直された「愛知県がん対策推進計画」との整合性を図る必要のあるがん対策の3分野について重点的に見直すこととする。

その他の分野については、現医療圏計画が策定から2年しか経過していないことから、必要に応じて時点修正等を行う。

3. 見直しのスケジュール

平成25年5月から8月	各医療圏計画策定部会(3回程度開催)
8月下旬から9月上旬	各医療圏保健医療福祉推進会議(素案検討)
10月9日	医療審議会医療計画部会(素案審議)
10月28日	医療審議会(素案審議)
11月中旬から12月中旬	市町村・三師会への意見照会、パブリックコメント
平成26年1月	各医療圏計画策定部会(修正案検討)
2月	各医療圏保健医療福祉推進会議(最終案検討)
3月中旬	医療審議会医療計画部会(最終案審議)
3月下旬	医療審議会(最終案審議)
3月末	策定・告示

4. 医療圏計画の構成

地域の概況

機能を考慮した医療提供施設の整備目標

- ・がん対策
- ・脳卒中对策
- ・急性心筋梗塞対策
- ・糖尿病対策
- ・精神保健医療対策
- ・歯科保健医療対策
- 救急医療対策
- 災害医療対策
- 周産期医療対策
- 小児医療対策
- へき地保健医療対策
- 在宅医療対策
- 病診連携等推進対策
- 高齢者保健医療福祉対策
- 薬局の機能強化等推進対策
- 健康危機管理対策

愛知県医療圏保健医療計画の見直しの概要

精神保健医療対策

全医療圏共通事項

「予防・アクセス」、「治療・回復・社会復帰」、「精神科救急」、「身体合併症」、「専門医療」、「うつ病」、「認知症」のそれぞれの病期や医療機能ごとに現状と課題、それに対応した医療体制のあり方について記述。

(主な記載内容)

- ・精神科医療へ早期につなぐG - Pネット(一般医と精神科医が連携した患者紹介システム)の利用促進
- ・精神科デイ・ケアやアウトリーチ(訪問診療、訪問看護等)など地域生活支援機能の充実
- ・精神科救急医療体制の強化
- ・認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の構築

各医療圏計画における特記事項

「身体合併症」対策として、精神・身体合併症病床が不足していることから、地域医療再生計画に基づき、藤田保健衛生大学病院に全県域を対象とする精神・身体合併症病床(32床)を整備したことを記述。(尾張東部医療圏 p26)

また、平成25年度から救命救急センター等の救急病院で急性期治療を終えた後、速やかに精神科病院で患者の受入を行う連携モデル事業を開始したところであり、救急病院と精神科病院の連携強化に努めることについて記述。(名古屋医療圏 p29、尾張東部医療圏 p26、西三河北部医療圏 p24、西三河南部西医療圏 p26)

衣浦東部保健所が独自に行った救急医療現場におけるアルコール問題アンケート調査では、飲酒患者が救急医療に負担を与えており、関係機関との連携が課題であるとの意見が出ていることから、関係者への研修等を実施し、相談体制の充実を図るとともに、飲酒患者対応マニュアルを作成し、専門治療プログラムを実施している精神科病院と救急医療機関の連携を推進していくことについて記述。(西三河北部医療圏 p24、西三河南部西医療圏 p27)

かかりつけ医が、うつ病・認知症患者を精神科医等に紹介する際にイントラネットで情報を提供する体制を岡崎市医師会が整備している取組について記述。(西三河南部東医療圏 p25)

災害医療対策

全医療圏共通事項

東日本大震災を受けて、新たに定められた国の災害拠点病院指定要件を踏まえ、地域医療再生基金を活用して災害拠点病院の機能強化を図ることについて記述。

大規模災害に備えた「平常時における対策」、「発生直後から72時間程度まで」、「72時間から5日間程度まで」、「5日目程度以降」のそれぞれの段階において実施する対策や、必要な体制の整備、医療関係者や市町村、保健所等が果たすべき役割について記述。

(主な記載内容)

- ・2次医療圏単位で地域災害医療に関する調整を担う「地域災害医療対策会議」を保健所に設置し、災害医療コーディネート体制を構築
- ・大規模災害を想定した訓練の定期的な実施

各医療圏計画における特記事項

「発生直後から72時間程度まで」の対策として、保健所の保健師等が救護所等において、負傷者に対する応急措置及び被災者の健康管理を実施することについて記述。(名古屋医療圏 p46)

保健所が、地域災害医療部会の下で、災害時における具体的な行動計画を取りまとめるための実務者会議を開催することについて記述。(尾張西部医療圏 p39)

「平常時における対策」の中で、小牧市民病院、春日井市民病院、厚生連江南厚生病院が災害時の協約を結び、災害発生時に被災情報収集や医療支援を効果的に行うため、予め担当地域を定めている取組について記述。(尾張北部医療圏 p41)

がん対策

全医療圏共通事項

就労等の社会生活を継続しながら、外来でがん治療や緩和ケアが受けられる体制づくりについて記述するとともに、医療連携体系図に外来医療(化学療法、緩和ケア、放射線療法)を位置づけ。

女性が検診や治療を受けやすい環境づくりについて記述。

その他

各医療圏計画における特記事項

(救急医療対策)

病院の機能分担による救急医療体制の再構築を図るため、地域医療再生計画に基づき、あま市民病院、稲沢市民病院、常滑市民病院にそれぞれ救命救急センターとの連携強化のための病床(50床)を整備することについて記述。(海部医療圏 p40、尾張西部医療圏 p35、知多半島医療圏 p45)

知多半島医療圏北部における救急医療の確保を図るため、東海市民病院と知多市民病院を統合し、平成27年に開院する予定の西知多総合病院において、地域医療再生計画により、2次救急を確実に受け入れるための救急科を設置すること等について記述。(知多半島医療圏 p45)

(小児医療対策)

あいち小児保健医療総合センターでは、地域医療再生計画に基づき平成27年度にPICU16床を有する救急棟を整備し、平成28年度からは、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始される予定であることについて記述。(知多半島医療圏 p64)

心身障害者コロニーについて、地域医療再生計画に基づき、県内の発達障害医療の拠点施設及び小児・周産期医療の後方支援施設として、療育医療総合センター(仮称)に建て替え整備することを記述。(尾張北部医療圏 p53)

(周産期医療対策)

NICU病床の後方支援及び、在宅の重症心身障害児のショートステイに対応するため、地域医療再生計画に基づき、クオリティライフ21城北(名古屋市)と県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園(岡崎市)に重心病床を整備することについて記述。(名古屋医療圏 p50、西三河南部東医療圏 p45)

必要な妊婦に対して高度かつ専門的な医療を提供する総合周産期母子医療センターが三河地域に不足している状況から、地域医療再生計画に基づき、豊橋市民病院にMFICUを整備し、総合周産期母子医療センターとすることについて記述。

また、通常分娩に対応するため、豊川市民病院と豊橋市民病院にバースセンターを整備することについても記述。(東三河南部医療圏 p50)

(へき地医療対策)

後期研修医を対象として、新城市民病院、東栄病院において、東三河北部での地域医療を通じて、家庭、地域のつながりの中で患者を支える能力の獲得を目的として、奥三河家庭医療プログラムを行っていることについて記述。(東三河北部医療圏 p35)